

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 丸 山 敦 裕

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和4年6月13日付け子育第1549号で諮問のありました「大阪府子ども教育・生活支援事業（仮称）」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則及び第8条第2項第9号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間の経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 条例第10条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を受託者に対して求めること。
- 4 実施機関から市町村に個人情報を提供する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、厳格に定めるよう市町村に対して求めること。
- 5 実施機関から市町村に個人情報を提供するに当たって、より慎重な取扱いを必要とする個人情報については、その取扱いに不備があった場合に深刻な被害が生じる懸念があることから、当該個人情報の確実な抽出を徹底し、その管理について厳正に取り扱うこと、また、提供先の市町村における管理方法等についても厳

格に定めるよう市町村に対して求めること。

- 6 実施機関から市町村に提供した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく削除し、報告するよう市町村に対して求めること。
- 7 今回諮問のあった項目に該当する個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供については、今後、当審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、当審議会に協議すること。

(答申に関与した委員の氏名)

丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保